

一、介護保険の給付の対象となるサービス

| 要介護度（要支援度）   | 1ヶ月利用単位(料金) | 保険給付額地域単価(10.17円/単価) | 1ヶ月あたりの利用料金 |
|--------------|-------------|----------------------|-------------|
| 要支援1         | 4,469       | 45,449               | 4,545       |
| 要支援2         | 7,995       | 81,309               | 8,131       |
| 要介護1         | 11,430      | 116,243              | 11,625      |
| 要介護2         | 16,325      | 166,025              | 16,603      |
| 要介護3         | 23,286      | 236,818              | 23,682      |
| 要介護4         | 25,597      | 260,321              | 26,033      |
| 要介護5         | 28,120      | 285,980              | 28,598      |
| 初期加算(初回30日間) | 30          | 305                  | 31          |
| 認知症加算(I)     | 800         | 8,136                | 814         |
| 認知症加算(II)    | 500         | 5,085                | 509         |
| 看護職員配置加算I    | 900         | 9,153                | 916         |
| 介護職員処遇改善加算I  | ※所定単位数×4.2% |                      |             |

※所定単位数＝基本サービス費に各種加算減算を加えた総数

当該加算は区分支給限度基準額の算定対象からは除外されます

1. 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額  
利用料金は一ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は、増額は致しません。

月の途中から登録した場合又は、月の途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。尚、この場合の「登録日及び登録終了日」とはa・bのことをさします。

- a. 登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を締結した日ではなく、  
通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- b. 登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為、必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。